

太子町予防接種費用助成事業

太子町では、長期にわたる里帰り出産などで、県外で子どもの予防接種を希望する場合、予防接種に係る費用を助成します。

助成対象者	予防接種を受ける日において太子町内に住所を有する予防接種の対象である子どもで、①～③のいずれかに該当する場合 ① 保護者が出産などの理由で、対象の子どもとともに県外に長期にわたり里帰りをしてる場合 ② 保護者が離婚調停中などの理由で、対象の子どもとともに県外に事実上居住している場合 ③ その他町長がやむを得ない特別な理由があると認める場合
助成内容	実際の接種費用の額と町が定める助成金上限額のいずれか低い方の額を助成します。
助成の受け方	① <u>予防接種を受ける前に</u> 「予防接種実施依頼書交付申請書」に必要事項を記入の上、さわやか健康課に提出してください。 ② 後日滞在先にお送りする「予防接種実施依頼書」と事前にお送りしている「予防接種手帳」から希望する予防接種の予診票を医療機関に提出し、予防接種を受けてください。 <u>(接種に要する費用をお支払いください。)</u> ③ 以下の書類をそろえて、さわやか健康課に提出してください。 (1) 予防接種費用助成申請書（裏面の「予防接種内訳書」を併せて記入してください。） (2) 予防接種に関し、医療機関から発行された領収書と内訳の原本（氏名、予防接種の種類、金額が記載されているもの） (3) 予診票（原本または写し） (4) 予防接種を受けたことが確認できる母子健康手帳 (5) 振込先の通帳
申請受付期限	予防接種を受けた日から起算して1年以内
申請受付	太子町さわやか健康課（TEL：079-276-6630）
助成方法	申請書などを審査し、承認した時は指定口座に振り込みます。

【申請窓口・お問い合わせ先】

太子町さわやか健康課 TEL：079-276-6630